

## 水野さん行政訴訟・控訴審不当判決糾弾！上告して闘う！

12月15日、水野さんパワハラ行政訴訟（通称・水野A裁判）で東京高裁は「棄却」という不当判決をくださった。この判決は、第一審判決をベースに棄却を前提に、文章を付け加えたり、削除しただけという悪質極まりない不当判決である。

この裁判は、東京地区分会・水野良則さんが、日勤教育によるJR東海の“パワハラ”が原因で適応障害を発症して休職せざるを得なかったことによる労働災害であるにもかかわらず、国が労災認定されなかったことに対して訴えたものである。

水野さんは、控訴審で「第一審の判決は、会社側にとっての不都合となる事実関係や父の陳述書を検討すらされることなく会社を擁護することを前提にしたものであり公正・公平とはかけ離れている」「不都合な事実には向き合わず、憶測や形式的な判断をしているのか」「強制年休や第一審で適応障害の発症日における医師の診断書があたかもねつ造であるかのような医師をも侮辱する判決である」「会社側の井出助役の証言は明らかに偽証である」ことを具体的に訴えた。

水野さんが適応障害になったのは厳然たる事実である。国も会社も認めている。適応障害は黙っていてもなるものではない。その原因は会社によるパワハラ以外にない。日勤教育によってだんだんと精神的に追い詰められたことよることはあきらかである。しかし第一審判決も控訴審判決も、なぜ適応障害になったのかという現実から出発することなく形式主義的なへりくつを連ねただけである。誰が見ても明らかなパワハラを否定する判決をわれわれは絶対に認めるわけにはいかない。

裁判には多くの仲間が傍聴で参加し、その後「水野裁判・判決報告集会」を開催した。

水野さんは「JR東海労に入らなければここまで出来なかった。支えてくれる仲間がいることは強い力になる。ユニオンにいたら会社を辞めていた」「運輸所では日勤教育が続いている。ストップをかけられるのはJR東海労。悩んでいる人の駆け込み寺になっている。そういう組織があるのは大事だ」「5年半の裁判の闘いで会社はどのようなことをやってきたのかを新幹線プレスで発信してあきらかにすることができた」「同じような目に遭ってしまう人が出てほしくないという思いで裁判を決意した。今後もパワハラを許さない闘いを継続していく」と不当判決の怒りと共に今後の決意を述べた。

そして、いまだに続くJR東海による社員へのパワハラを許さないために、水野さんは上告して闘うことを決意し、12月24日に上告する旨を文書提出した。

水野さんの怒りを全組合員のものとして上告審を一丸となって闘おう。

2021年12月27日

J R 東 海 労 働 組 合  
J R 東 海 労 新 幹 線 地 方 本 部  
J R 東 海 労 東 京 地 区 分 会